

令和5年4月1日から

大津市の屋外広告物のルールが変わりました！

変更点は以下のとおりです



《案内図板の規制区域における同一表示者の相互間距離基準を追加しました》

良好な景観を形成するため、案内図板の規制区域における同一表示者の相互間距離基準を追加しました。

【旧基準】 これまでは・・・

同一の表示者※が表示等を行う場合、広告物間の距離制限はなし。

(半径100mの範囲に2個以下であること)

【新基準】 令和5年4月1日からは・・・

同一の表示者※が表示等を行う場合、広告物間の距離を5m以上確保すること。

(半径100mの範囲に2個以下であること)

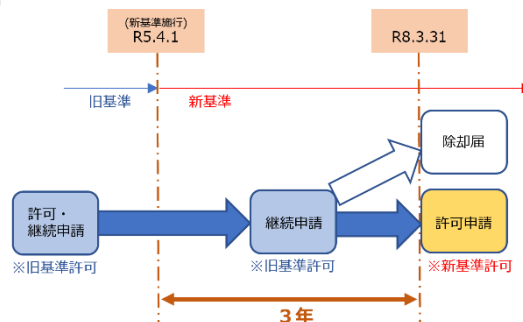
※ここでの同一の表示者とは、同一の広告主をいいます。

「A社〇〇店」と「A社△△店」のように店舗名のみが異なっている場合は、同一の表示者と判断します。



【旧基準に基づく許可を受けている広告物に係る経過措置】

令和5年3月31日までに旧基準に基づく許可を受けている広告物（旧基準に基づく許可申請を行っている場合を含む。）のうち、新基準に適合しなくなるものについては、3年の間は、旧基準に基づき許可を受けることができます（許可期間の満了日は、一律令和8年3月31日となります）。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。



《新たに高彩度色の「使用可能な割合」を定義しました》

大津市屋外広告物条例施行規則では「表示面の下地※¹以外において高彩度色※²を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること」と定められています。

※1：下地には黒及び高彩度色は使用できません。

※2：高彩度色とは、禁止地域、第一種許可地域では彩度10を超えるもの、第二種許可地域、第三種許可地域では彩度12を超えるものを指します。

■最小とは・・・「表示面積の20%以下」と定義しました。

※令和5年4月1日以降に新たに設置される広告物（変更を含む）に適用します。詳しくは、都市計画課までお問い合わせください。



詳しくは都市計画課まで
お問い合わせください

【お問い合わせ先】大津市都市計画部都市計画課
TEL：077-528-2956 FAX：077-527-1028
メール：otsu1303@city.otsu.lg.jp